資料２

宮城県における犯罪被害者等のためのワンストップ支援　イメージ図

①相談・問合せ・被害申告等（対応機関のいずれか※が把握）
※対応機関以外の機関が当初の相談を受ける場合、
当該機関が対応機関につなぐことを想定

犯罪被害者等

⑧支援計画の説明・支援の提供

支援所掌機関

市町村＋連絡協議会構成機関＋
その他支援機関

【共通事項（端緒となる機関が行う）】
②面談の実施、相談受理票兼
情報提供票及びアセスメント
シートの作成
③ワンストップ支援に係る
同意の取得

⑧

⑨進捗状況の報告

⑦実施依頼（支援の提供・
支援の進捗状況の確認・
フォローアップ）※
※対応機関間で分担の上依頼

⑥支援計画書の作成（県名義）

対応機関（三者）

宮城県

宮城県
警察本部

みやぎ被害者
支援センター

【共通事項（端緒となる機関が行う）】
④支援計画書案の調製

⑤会議の招集

支援調整会議（座長：宮城県）

※　事案ごとに、各対応機関が開催を要すると判断した場合、他の全ての対応機関の同意を得て、県が開催

必須機関

- 県共同参画社会推進課（コーディネート機関）
- 県警犯罪被害者支援室
- 市町村*
- みやぎ被害者支援センター

*事案により参加を求めない場合有

＋

個別判断

- 福祉機関
- 仙台地方検察庁
- 仙台弁護士会
- その他支援機関

※　事案ごとに、参加が必要であると判断した連絡協議会構成機関・その他支援機関について、他の全ての対応機関の同意を得て、県が参加依頼